

令和2年度 古文書読解ビデオ講座（初級） 質 疑 応 答 書

番号	質 問 事 項	回 答
1	「一従 公儀前々被 仰出 ……」の「従」や「被」のようにひっくり返して読むときは1文字分空白にするきまりがあるのでしょうか。	<p>お尋ねの件は、平出とか闕字とといいます。文中で、目上の人の名、あるいは行いなどに対して敬意を表すため、そのすぐ上を1字または2字分あけて書くことを指します。</p> <p>「従 公儀前々被 仰出」の場合は「公儀」と「仰出」が敬意を表す対象になります。場合によっては、改行することもあります。</p>
2	<p>表紙の年号はあとから書き加えたとありましたが、天明8年に「天明八年」と書き加えたのですか。</p> <p>誰が何のために書き加えたのですか。</p> <p>又、このような書き加えは度々あるのでしょうか。</p>	<p>表紙に書いてある「天明八年申三月」と「御條目」の文字は、天明8年(1788)に書かれたものです。</p> <p>テキストを見ると、年号の右横に「宝永二酉年閏四月(正格)」と鉛筆書きがありますが、これは昭和30年代にこの文書を調べた人が書き加えたものです。なぜ宝永2年(1705)なのかというと、分厚いこの史料の最後に「宝永二年」と記されているからです。つまりこの文書は、天明8年に写本として名主が作成したものということになります。</p> <p>また、表紙の左下にある「上広瀬村」の文字は、昭和30年代にこの文書を調べた人が書き加えたものです。それは、明らかに筆跡が異なることからわかります。</p> <p>なお、こうした書き加えは、行ってはいけません。理由は、史料的な価値が損なわれるからです。</p>
3	「右」の書き順はビデオでは第一画が「ノ」、第二画が「一」となっていたが、手引きAの2ページでは第一画が「一」、第二画が「ノ」となっているのは何故でしょうか。	<p>「右」の正しい書き順は、第一画が「ノ」、第二画が「一」ですが、多くの場合、「一」を書いてから「ノ」を書きます。おそらく、8割から9割がこの書き方で、残りの1割から2割が正しい書き順で書かれています。しかし、「有」や「布」は、ほとんどが「ノ」「一」の順で書かれています。</p>

番号	質問事項	回答
4	「御条目」・「上広瀬村」の字はどんな人が書くのでしょうか。村方三役ですか。	ご指摘のとおり、村役人のうちの名主が書きます。
5	人別長は戸籍とは違うのでしょうか。	人別帳は、正しくは「宗門(旨)人別改帳」といいます。これは、キリシタン禁庄の一手段として領民の宗旨を検査し、それを帳簿にして管理しました。 その後は、戸籍簿の役割を果たすようになり、素行不良などの理由により、「宗門人別改帳」から強制的に削除された者が、いわゆる「無宿」となります。
6	くずし字も似たようなものが多々あり、手引きから探すのに苦労します。くずし字の基本のもの(分りやすい)があると良いのですが、標準的なものはありますか？	崩し字読解のための辞書は、数種類が市販されています。講座で使用しているのは東京堂出版刊の『くずし字解説辞典』で、これはすべて筆の入り方で分類したものです。 柏書房刊の『新編 古文書解説辞典』は、一般的な漢和辞典と同じで、ニンベン、サンズイ、ツチヘン、ゴンベンなどに分類され、そこから探すことができるので、該当の文字は比較的に見つけやすいと思います。 しかし、講座のなかでも話しましたが、くずし字そのもののヘンが何なのかわからない「取」「楽」「跡」などは、この辞書で見つけるのはまず不可能です。 なお、こうした辞書は大きな本屋(紀伊國屋書店やジュンク堂書店)に行けば、ひとつのコーナーになっているので、比較しながら選ぶことができます。
7	「むさと」とはどのような意味ですか。	「むざと」は「むさと」ともいい、「ついうっかりと」「軽率に」といった意味です。
8	「一他所江奉公.....」の現代語訳をもう一度教えてください。特に「敷」をどの様に訳すかお願いします。	他所へ奉公に出るとき、あるいは何らかの仔細があって他所へ罷り出なければならない者は、名主、組頭にその旨を申し出なさい。申し出の内容により、名主、組頭から許可するかどうかについて、申し聞かすことがあるでしょう。 次に「敷」の字ですが、これ一文字で「か」といいます。この場合の「か」は、「AかBか」といったときに用います。

番号	質問事項	回答
9	3 ページ上から 7・8 文字目をもう一度教えてください。	<p>テキスト 3 枚目の「上から 7, 8 文字目をもう一度教えて下さい」とのことですが、何行目なのかわかりません。</p> <p>最初の行だと「被 仰付候通」ですから、「仰せ付けられ候通り」と読みます。</p> <p>2 行目だと、「伝馬は不及申」ですから、「伝馬は申すに及ばず」です。</p> <p>3 行目だと、「継馬之儀、昼夜風雨」ですから「継馬の儀は昼夜も風雨も」といったところでは。</p> <p>4 行目だと、「対旅人に不作法」ですから、「旅人に対し不作法」と読みます。</p>
10	8 ページ 4 行目上から 9、10 文字の読み方を教えてください。「事」の上の二文字です。	<p>テキスト 8 枚目の 4 行目、「上から 9, 10 文字」で「事の上」の文字は、以下のように読みます。</p> <p>「借シ申間鋪事」ですから、「借し申すまじき事」と読みます。</p> <p>なお、「借シ」は「貸シ」の誤字と思われるので、「貸し申すまじき事」が正しいと考えられます。</p>
11	道徳的な「おふれ」（掟）はどんな地位の人が発布していたのですか。良くいうお代官様でしょうか。	<p>基本的に、農民たちにさまざまな統制を加える「御条目」や「御触」は、領主が触れるものですが、実際には「町奉行」や「郡奉行^{こおり}」らの名で出されることが多かったと思われます。</p> <p>ちなみに「代官」とは、幕府直轄領の一部を将軍に代わって管理する者のことで、勘定奉行の下僚です。最大の任務は年貢の安定的徴収にあり、訴訟などについては、独断で判断することはできませんでした。</p> <p>時代劇などを観ると、きらびやかな衣装を身に着けた「悪代官」が出てきますが、あれはすべて嘘です。</p>